

川越市社会福祉協議会サービス券の二重発行について

福祉推進課・TEL224-5769

市は4月15日に、社会福祉法人川越市社会福祉協議会から、在宅福祉サービス事業（かわごえ友愛センター事業）のサービス券（以下「券」）約80万円分が二重発行された事件について、川越警察署に同日付けで被害届を提出したとの報告を受けました。

同協議会の在宅福祉事業は、日常生活上の援助を必要とする方が券を事前に購入し、サービス提供者（協力会員）に券を渡すことで援助を受ける仕組みです。その後、協力会員は、同協議会からサービス時間に応じた金額を、券と引き替えに受け取ります。

同協議会で平成19年4月から、券の販売記録と使用済み券の照合を始めたところ、昨年1月に販売記録のない重複した発行番号の付いた使用済み券を発見しました。その後も引き続き照合作業を行うとともに、職員への事情聴取など内部調査を実施しました。しかし、原因を特定するに至らず、不正二重発行による金銭的被害が確認されたため、警察に被害届を提出したものです。

市では、当面警察の捜査状況を見守ってまいります。同協議会に随時報告を求め、必要に応じて指導・監督をしてまいります。

また、外郭団体も含め、現金などを取り扱っている部署に対して厳正な管理と報告を求め、類似事故の防止に努めてまいります。

納税通知書を 発送しました

平成21年度の固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納税通知書を5月8日に発送しました。

固定資産税・都市計画税は、平成21年1月1日現在の所有者に課税されます。軽自動車税は、同年4月1日現在の所有者に課税されます。

固定資産税・都市計画税の第一期分と軽自動車税の納期

限は、6月1日(月)です。忘れずに納付してください。

固定資産税・都市計画税の納税通知書と共に、課税資産（土地・家屋）明細書がつづられていきますので確認してください。

土地・家屋の筆数・棟数が多い場合は、明細書が別紙で同封されます。

固定資産税・都市計画税Ⅱ資産税課管理担当

TEL 224・5642

軽自動車税Ⅱ市民税課税制担当
当・TEL 224・5637

固定資産税などを 減免します

火災などにあわれた方の減免

火災などで損害を受けた家屋の、納期が到来していない固定資産税・都市計画税（家屋分のみ）が減免される場合があります。消防局予防課が発行する「り災証明書」を添えて、資産税課（本庁舎二階）

心身に障害がある方の 軽自動車税を 減免します

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ方のうち、一定の要件に該当する方の軽自動車税が減免になります（要申請）。また、これらの手帳を持つ方と生計を同一にする方が所有する車を、手帳を持つ方のために専ら運転する場合も、減免の対象です。

なお、昨年引き続き減免の申請をする方は、郵送での申請が可能です。

申請受け付け

5月25日(月)までに市民税課（本庁舎二階）。

必要書類

- 平成21年度軽自動車税納税通知書
- 運転免許証
- 各手帳
- 各手帳を持つ方のみで構成される世帯の方が所有する車を、常時介護する方が運

にご相談ください。
問い合わせ：資産税課管理担当
当・TEL 224・5642

事業主に定期健康 診断受診料の一部を 補助します

市では、従業員の定期健康診断を実施している事業主に、受診料の一部を補助しています。定期健康診断は、労働安全衛生規則に定められ、すべての事業主に実施が義務付けられています。

補助対象となる事業主（次のすべてに該当）

- ①市内の事業所で常時雇用従業員が三十人以下
- ②今後も継続的に定期健康診断を実施する
- ③納期到来の市税を完納している

補助額：従業員一人当たり受診料の30パーセント（最高三千元）

*補助金は、年一回、通算三回まで受けられます。

問い合わせ：緊急地域経済対策室・TEL 224・6191

転ずる場合は「常時介護証明書」
問い合わせ：市民税課税制担当
当・TEL 224・5637

5月31日(日)は
ごみゼロ運動

ごみゼロ運動は、道路や公園などの公共の場に散乱しているごみや空き缶を拾い、清潔な環境を保ち、美しいまちづくりをするための運動です。

ごみゼロ運動は、家庭のごみや粗大ごみを回収する日ではありません。当日は収集車両が作業を行いますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

環境美化活動への支援

市では、ごみゼロ運動の日以外に地域の清掃活動を行う団体に対し、ごみ袋の支給やごみ挟み・啓発用ベスト・リヤカーの貸し出しを行っています。

また、県では、道路の清掃活動を支援する「彩の国ロードサポート」、河川の清掃活動を支援する「水辺の里親制度」があります。

お問い合わせ：ごみゼロ運動・環境美化活動支援制度Ⅱ資金
源循環推進課

TEL 224-5908

彩の国ロードサポート・水辺の里親制度Ⅱ川越県土整備事務所
TEL 243-2020

付加年金で 年金を増やせます

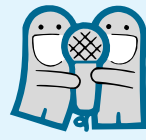
付加年金保険料は、国民年金第一号被保険者（農業・自営業・学生など）に対する国民年金制度独自の上乗せの年金です。
定額の国民年金保険料に加

算して付加年金保険料（月額四百円）を納めると、老齢基礎年金に付加年金が加算されます。
対象：第一号被保険者（65歳までの任意加入被保険者を含む）

* 保険料の納付を免除されている方や国民年金基金に加入している方は、付加年金保険料の納付はできません。
支給される付加年金額（年額）
二百円×付加年金保険料を納付した月数
* 四十年間、国民年金保険料

と付加年金保険料を納付した場合、老齢基礎年金七十九万二千円（平成21年度の額）に、付加年金額二百円×四百八十月を加えた、八十八万八千円が支払われます。
納付開始：加入申し込み月から納付できます（さかのぼる納付はできません）

申し込み：年金手帳・印鑑を持参し、市民課（本庁舎一階）・出張所・連絡所
お問い合わせ：市民課国民年金担当・TEL 224-5764



Duet

デュエット

広報川越へのご意見・ご感想を紹介するコーナーです

あて先 TEL 350-8601 川越市役所広報室「デュエット係」▼ファクス 225-2171 ▼Eメール koho@city.kawagoe.saitama.jp
* 必ず住所・氏名（ふりがな）・年齢・電話番号を記入してください。
* 匿名・ペンネーム希望の場合は、その旨を明記してください。



私

は横浜市立もえぎの小学校5年の大森麦穂です。去年の夏休み、川越の菓子屋横丁に行きました。帰り道に時の鐘を見て、一歩も動けなくなるほど感動しました。絵に描き、美術館の児童作品展に出品し、神奈川県教育長賞を受賞することができました。

川越は、古い町並みと不思議な形の街灯と色とりどりのはたが、印象的でした。私の絵で伝わればいいなと思って描きました。楽しかったです。ありがとうございます。

大森麦穂（横浜市）

■ 広報川越から
川越を訪れた小さな旅人から、うれしいお便りが届きま

した。絵の題材になった時の鐘は、現在四代目。明治26年（一八九三）の川越大火で焼けたあと、川越の商人はみずからの店を再建する前に、いち早く立て直しました。その心意気が大森さんに伝わったのでしょうか。写真の絵からは力強さを感じられます。お便り、ありがとうございます。